

## 令和6年度 対馬市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月27日（水）午前10時00分から午前10時33分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

### 3. 出席委員

#### ・農業委員（13人）

|            |           |          |
|------------|-----------|----------|
| 1番 永留正司    | 2番 宮原安典   | 3番 小宮正至  |
| 4番 波田裕一郎   | 5番 杉原要    | 6番 春日亀優  |
| 7番 桐谷輝美    | 8番 阿比留なみ恵 | 9番 太田深雪  |
| 10番 永尾佐登志  | 11番 戸田耕助  | 12番 松村英二 |
| 13番 春日亀智恵子 |           |          |

#### ・農地利用最適化推進委員（3人）

西山義典 小宮貞司 島居一治

### 4. 欠席委員（1人）

14番 岡村高史

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 その他

### 6. 農業委員会事務局職員

|                |      |
|----------------|------|
| 農業委員会事務局長      | 栗屋孝弘 |
| 農業委員会事務局局長補佐   | 小茂田聡 |
| 農林水産部農林しいたけ課係長 | 洲河直樹 |
| 中対馬振興部地域振興課主任  | 平松馨  |
| 上対馬振興部地域振興課主事  | 縫田雄大 |

### 7. 会議の概要

## 議 長

お早うございます。

ただ今より、令和6年度対馬市農業委員会第6回総会を開会いたします。

岡村会長から欠席の届出がっております。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、阿比留なみ恵 委員及び、春日亀智恵子 委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日、1日とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第10号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回の申請は5件です。番号1は、杉原委員が関係者であるため、議事参与制限により、杉原委員に退場を求めます。

(杉原委員退場)

それでは、番号1について事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第10号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の田4筆、合計4,520平米を、同地区の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は4,752平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について地元委員の補足説明を求めます。

(24番 小宮貞司推進委員挙手) 24番

### 24番 小宮貞司推進委員

番号1について説明します。11月18日に申請代理人の杉原行政書士と、上対馬振興部の縫田主事と私とで、現地を確認しました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。

申請地は現在、〇〇氏が米を耕作しており、所有権移転後も〇〇氏が米の耕作

を行うとのことです。

今後、農地の保全、管理は適切になされると思われますので、今回の申請に問題無いと判断いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

## 議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。賛成多数です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

杉原委員の入場を求めます。

(杉原委員着席)

杉原委員に申し上げます。議案第10号、番号1は原案のとおり許可することに決定しましたので、告知します。

次に番号2から番号5までについて事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

番号2は、〇〇市〇〇の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑4筆、1,383平米を、同地区の〇〇さんへ、贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米でございます。

議案書の2ページをお願いします。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑1筆、2,175平米を、〇〇町〇〇の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。経営面積は0平米でございます。

番号4は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑1筆、1,030平米を、同地区の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。経営面積は70,048平米でございます。

議案書の3ページをお願いします。

番号5は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑1筆、1,282平米を、同地区の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。経営面積は同じく70,048平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号2について地元委員の補足説明を求めます。

(26番 島居一治推進委員挙手) 26番

## 26番 島居一治推進委員

番号2についてご説明します。11月18日に譲受人の〇〇氏と、農業委員会

事務局の小茂田さんと私とで、現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ贈与により所有権の移転をするものです。申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、面積は約14aあり、現在は休耕地となっておりますが、今後は、譲受人の〇〇氏と〇〇氏の妻と母の3人で、季節野菜を耕作される予定です。

農地の保全・管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願いします。

## 9番 太田深雪委員

番号3について説明いたします。11月25日に譲受人である〇〇氏の代理人で父である〇〇氏と、市役所農林しいたけ課の洲河係長と私とで、現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ、売買により所有権を移転するものです。申請地は〇〇町〇〇にある農地で、面積は約21.8aあり、現在耕作中の畑です。

立会いの中で、今後、譲受人において、引き続き畑として、適切に管理がなされることを確認しましたので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程よろしくお願いします。

## 議長

次に、番号4について、地元委員の補足説明を求めます。  
(18番 西山義典推進委員挙手) 18番

## 18番 西山義典推進委員

番号4についてご説明いたします。11月26日に譲受人である〇〇氏と農林しいたけ課の洲河係長と私とで、現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、面積は約10.3aあり、現在耕作中の畑です。

立会いの中で、今後譲受人において、農地の保全・管理は適切になされることを確認しましたので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願いします。

## 議長

次に、番号5について、地元委員の補足説明を求めます。  
(18番 西山義典推進委員挙手) 18番

## 18番 西山義典推進委員

番号5についてご説明いたします。11月26日に譲受人である〇〇氏と農林しいたけ課の洲河係長と私とで、現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、面積は約12.8aあり、現在耕作中の畑です。

立会いの中で、今後譲受人において、農地の保全・管理は適切になされること

を確認しましたので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

11番 戸田耕助委員

3番についてお尋ねします。譲受人は〇〇で、農地は〇〇ですがどうするつもりでしょうか。

9番 太田深雪委員

父親が〇〇町に住んでおり〇〇で仕事に来ているので、現地には毎日のように来ており問題無いようです。

議 長

他に意見はありませんか。

番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（無しの声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

全員賛成です。番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。

番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（無しの声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

全員賛成です。番号3は、原案のとおり許可することに決定しました。

番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（無しの声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

全員賛成です。番号4は、原案のとおり許可することに決定しました。

番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（無しの声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

全員賛成です。番号5は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第11号「農地法 第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

番号1は、杉原委員が関係者であるため、議事参与制限により、杉原委員退場を求めます。（杉原委員退場）

それでは、番号1について事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書の4ページをお願いします。

議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。番号1は、〇〇市〇〇の〇〇さん所有の〇〇町〇〇の畑1筆、296平米を、〇〇市〇〇の〇〇へ、売買により所有権を移転するものであります。なお、

経営面積は0平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

(2番 宮原安典委員挙手) 2番

2番 宮原安典員

議案第11号についてご説明します。11月18日に代理人の杉原行政書士と上対馬振興部の縫田さんと私とで、現地を確認しました。

申請地は、〇〇町〇〇にある住宅に隣接する農地で、現在は、雑草が繁茂している状況です。今回の申請は、農地を駐車場用地として転用するものです。

譲受人の〇〇氏は、現在ある建物を〇〇の〇〇として賃貸借する予定で、利用価値を高めることを目指しており、隣接する〇〇の〇〇に対応する為、条件の合う土地を求めておりましたが、農地以外の土地で見つからず、本件申請地を選定することに至りました。

周囲の住居及び農地に対しては、隣接農地の境界に〇〇が有り、隣接農地への土砂流出の被害は発生しないため、被害防除対策・排水対策については、特に問題無いと思われれます。また、譲渡人の〇〇子氏は〇〇へ引っ越ししており、今後も耕作の予定は無い為、申請については、問題無いと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

地元委員の説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

5番 波田裕一郎委員

〇〇氏は〇〇の身内の方ですね。対馬は人材不足でありますので、外国人の受け入れを検討されているのか。どういう計画を考えているのか。

3番 宮原安典委員

そこまでは分かりかねます。

議 長

他にはありませんか。

(無しの声あり) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。  
番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
賛成多数です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

日程6、「その他」ののですが、何かございますか。  
無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただきありがとうございました。  
閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、これから師走を迎え、多忙な時期となります。冷え込みも厳しい季節となっていきますが、新型コロナやインフルエンザなどの、感染症予防に心掛けていただき、健康にお過ごし願いたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第6回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。